

建設業のイメージアップに関する取扱い<試行>の 本格実施について

○静岡市では、平成 28 年 6 月 1 日より「建設業のイメージアップに関する取扱い<試行>について」を開始しているところですが、試行日より 1 年が経過し対象となった工事からの問題等も発生していないことから、これまで対象としていた「建設局及び都市局が実施する建設工事」から「静岡市が実施する建設工事」へ対象部局を全庁に拡大し、建設業のイメージアップに関する取扱いを本格実施することとします。

- 対象工事 静岡市が実施する建設工事のうち下記に該当するもの
- A) 予定価格が 150,000 千円以上の土木工事
 - B) 建築工事と設備工事の合算予定価格が 80,000 千円以上の各工事
 - C) 予定価格が 300,000 千円以上の建築工事（※ 1）

※ 1. 静岡市版快適トイレの設置基準と整合をとるため、予定価格をこれまでの 150,000 千円から 300,000 千円以上の建築工事へ変更する。また、予定価格が 150,000 千円以上から 300,000 千円未満の建築工事については努力義務とし、積極的に取り組むこと。

- 対象除外について：建設現場が山間地や裏手にあるなど市民の目の届かない場合やイメージアップが現場の状況によって履行が不可能な場合などはこの限りではない



静岡市の担い手確保・育成事業の取り組み紹介ホームページ
「きて！みて！さわって！建設 NOW」 <http://ninaite.jp>



お問い合わせ先

(制度全般) 技術政策課 技術・企画グループ 054-221-1010